令和５年４月１７日

（２０２３年）

河西中学校保護者　様

 　　和歌山市立河西中学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　校長　尾前　真一

令和５年度　警報等発表時（県全域または、和歌山市）の措置について

１．暴風警報または大雨警報発表の場合（特別警報発表を含む）

　登校前

|  |
| --- |
|  ○　自宅待機とする。 |

　　　　☆　暴風警報または大雨警報が午前７時３０分までに解除（７時３０分を含まない）になっ

　　　　　　たとき

　　　　　　 平常通り授業を開始します（ 給食はありません各自昼食を持参ください）。

　　　　　　【注】午前７時３０分現在で朝６時現在発表中の場合、給食はありません。

　　　　　　　　　　６時になるまでに解除された場合、給食はあります。

　　　　☆　暴風警報または大雨警報が午前９時までに解除（９時を含まない）になったとき

　　　 　　 ３限より授業を開始します（ 給食はありません各自昼食を持参ください）。

　　　　　　【注】午前中の短縮授業の際は、午前９時現在に発表中のとき、臨時休業となります。

　　　　☆　暴風警報または大雨警報が午前１１時までに解除（１１時を含まない）になったとき

　　　 　　 ５限より授業を開始します。

　　　　☆　暴風警報または大雨警報が午前１１時現在に発表中のとき

　　　　　　 臨時休業となります。

　　※　洪水警報のみの場合は臨時休業とはなりませんが、地域の状況により洪水や浸水のため危険　　　と判断される場合は、自宅待機とします。

　　※　警報が発表されていなくても、今後警報の発表が予想される場合、地域的に危険が予測され　　　る場合、風雨等の被害がひどく、生徒の登校が困難な場合は、登校の一時見合わせや休業の措　　　置をとることもあります。その場合は、和歌山市メール連絡システムにて連絡します。

　登校後

|  |
| --- |
|  ○　気象状況、道路状況などから生徒が安全に帰宅できると判断したときは、速やかに下校の　　措置をとります。 ○　帰宅させることでより危険を増すと考えられるときは、下校させず危険性がなくなるまで　　学校に待機させます。なお、特別警報が発令された場合は、学校待機とします。 |

２．地震が発生した場合

　登校前

|  |
| --- |
|  ○　和歌山市で震度５弱以上の地震を観測した場合、臨時休業とします。 ○　震度に関係なく、津波警報や大津波警報が発表されている等、危険が予測される場合は、　　臨時休業とします。その場合は、和歌山市メール連絡システムにて連絡します。 ○　津波警報や大津波警報の場合は、「防災わかやま」やテレビ・ラジオなどの情報により適　　切な行動をとってください。 |

 登校後

|  |
| --- |
|  ○　震度に関係なく、津波･火災等の危険が予測される場合は、生徒を安全な場所に避難誘導し　　情報収集の上で、待機させるか下校させるかを決定します。 |

３．避難勧告、避難指示により学校が避難場所となる場合は、臨時休業とします。